

中野区における障害を理由とする差別の解消の推進について

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、区においては「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、「中野区障害者対応基本マニュアル」の策定及び「中野区障害者差別解消検証会議」の設置を行ってきた。

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての区民が障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、今年度は以下の取組を実施する。

1 今後の取組について

(1) 障害者差別解消に係る相談状況調査

合理的配慮の提供及び不当な差別的取扱い等、障害者差別に関する相談について、全分野に対し四半期毎に調査を行う。

(2) 相談窓口における対応

区の業務に関する合理的配慮の提供等は、担当所管分野で行うが、担当所管分野への相談において解決に至らない場合は、相談窓口（健康福祉部福祉推進分野）にて相談に応じる。相談窓口で相談があった案件は、障害者差別解消検証会議を開催し、担当所管分野の対応が適切であるかどうかを判断し、必要に応じて是正措置や再発防止の通知を行う。

(3) 区民向け啓発事業及び職員を対象とする研修の実施

(4) (仮称) 中野区障害者差別解消審議会の設置

中野区等が実施した障害者差別解消に関する取組について、公正性の確保と改善を図るため、区長の附属機関として、(仮称) 中野区障害者差別解消審議会（以下「審議会」という。）を設置する。審議会は、合理的配慮の提供及び不当な差別的取扱いについての区の方針に関すること、区民等への障害者差別解消に係る啓発活動、その他障害者差別解消の取組の改善等について、意見または提案を行う。

審議会委員は、障害者差別解消に係る知識を有する学識経験者、障害者関係団体からの推薦者等、5 名以内で構成する。

2 今後のスケジュール（案）

平成 29 年 6 月	第 2 回定例会に「(仮称) 中野区障害者差別解消審議会条例（案）」を提案
6 月	職員向け手話講習会の実施
9 月	(仮称) 中野区障害者差別解消審議会開催
12 月	区民向け啓発事業の実施
平成 30 年 1 月	職員向け研修の実施